

委員会審査

市長から提出された条例や補正予算などの議案について、各委員会で審査の集中したものをお知らせします。なお、市民環境委員会へ付託された案件はありませんでした。

総務委員会

●土地開発基金条例の一部改正
 ●都市振興公社から移行するまちづくり公社は、基金から資金を借りるようなケースはあるのか。

●土地開発基金の目的は公共用地や公共の利益となる土地の先行取得が目的であり、まちづくり公社はこのような目的の用地取得は想定していない。
 ●市税条例及び都市計画税条例の一部改正

●柏駅周辺に指定された都市再生緊急整備地域の内容では、ホテルやデパート、銀行等の企業が備蓄倉庫を設置した場合、倉庫の面積に関わらず、固定資産税と都市計画税を3分の2にするということか。

●国や県、大規模なビルの所有者、鉄道事業者などをつくる協議会で備蓄設備を設けると決めていたが、本市と管理協定を結んだものが固定資産税等の軽減対象となる。今年4月1日から平成27年3月31日の間に締結した備蓄倉庫が対象である。

教育民生委員会

●財産の取得(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車)
 ●前回、前々回は13から14社が入札に参加していたが、なぜ今回は9社に減っているのか。
 ●消防車両は特殊車両であり、登録がある社数や実績のあるところを調査した結果、現段階では9社ということで最大限の社数を満たしている。

●子ども・子育て会議条例の制定
 ●会議の委員の構成は、保育士や幼稚園教諭の資格を持った園長や主任クラスの先生がふさわしいのではないかと。
 ●意見集約の際には現場の声を十分に踏まえ、現場の意見をまとめてもらうようお願いをしていく。

●財産の取得(高田小給食用備品)
 ●給食が出ない間、お弁当等を忘れたり、家庭の事情で持ってきたりしない家庭への配慮は。●昨年度実施した藤心小はパン2個を提供したため食べられない子供はいなかった。お弁当等を忘れたり、持って来られない子供については配慮していく。
 ●今後給食室の改修にどのくらいかかるのか。
 ●年度に1、2校のペースで10年程かかると見込んでいる。
 ●25年度一般会計補正予算

●振興備品整備事業は理科室の備品整備であるが、指導にどのように生かしていくのか。
 ●新学習指導要領では観察・実験結果等を整理、分析したり考察することが課題とされている。それらに対応する実験の器具をそろえることが目的となる。

建設経済委員会

●理科支援員の配置の現状は。●市内中学校全20校に1人ずつ配置されている。小学校は、必要に応じてその学区の理科支援員が行って指導をしている。

●柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部改正
 ●柏北部の区画整理区域は、全地域を地区計画として定めるのか。

●最終的に全地域を地区計画として定める予定であり、現在では全体の75・2%が定められている。
 ●隣接住民の住環境のことも考えて対応しているのか。
 ●隣接住民には、地区計画区域の住民と同様に説明会を行っており、意見を伺っている。

●工事の委託契約締結(柏北部中央・東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下水道工事)
 ●それぞれ区画整理事業はいつから行われているのか。
 ●下水道の事業期間としては、中央地区が平成14年から、東地区が平成15年から行っている。

●交付金事業と単独事業の違いは何か。
 ●交付金事業は国からの補助金で行う事業であり、通常は対象区域面積が大きな管が対象となる。小さな管については、単独事業で整備している。
 ●25年度下水道事業特別会計補正予算

●50年経過の下水道管の老朽化対策工事とは、合流管を補修する工事なのか。
 ●一番古い下水道で、柏駅前から大堀川のほうへ流れる合流管を補修するものである。

柏市児童虐待及びいじめ防止条例(抜粋)

児童虐待及びいじめは、子供たちが人間として尊重され、成長し、及び発達する権利を侵害するものであり、絶対に許されません。私たちは、児童虐待及びいじめが起きるその背景にも目を向け、子供たちに対する暴力の芽を早期に摘み取るとともに、子供たちの権利の侵害及び被害に対し、その解決に全力を尽くします。

【第1章 総則】

○基本理念

- ・児童虐待及びいじめは、子供たちの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、理由を問わず、何人もこれらを行ってはならない。
- ・本市、市民等及び児童虐待防止関係機関等は、児童虐待を防止するため、相互に連携、協力及び協働をし、子育て家庭を支援する取組を推進するものとする。
- ・本市、市民等、保護者、小中高校及びいじめ防止関係機関等は、子供をいじめから守るため連携し、子供が安心して生活し健やかに成長できる環境創りを推進する。

○本市の責務

- ・本市は市民等、保護者、小中高校及び各関係機関等と連携し、子育て家庭への相談等の支援を行うほか、児童虐待及びいじめの防止・解決に係る施策を策定・推進する。

○市民等の責務

- ・市民等は、本市及び各関係機関等が実施する児童虐待及びいじめの防止及び解決に係る取組に協力するとともに、地域において、子供たちの見守りその他子供たちが安心して過ごすことができる環境創りに努めるものとする。

○保護者の責務

- ・保護者は、子供に対し、次に掲げる内容を理解させるよう努めるものとする。
 - (1) いかなる理由によるかを問わず、いじめを行ってはならないこと。
 - (2) いじめには、犯罪とされる行為が含まれること。
 - (3) いじめは、いじめを受けた人の心に深い傷を永く残すこと。

○小中高校の責務※「小中高校」には特別支援学校を含む

- ・小中高校は、本市、市民等、保護者及びいじめ防止関係機関等と連携等をし、いじめの防止、早期発見及び解決に取り組むものとする。

○子供の役割

- ・子供は、いじめを行ってはならない。子供は、互いに思いやり、共に支え合い、いじめのない明るい学校生活を送るよう努めるものとする。

○町会等の役割

- ・町会、自治会、区その他の団体は、本市と連携等をし、地域において子育てを支援する施策の推進に努めるものとする。

【第2章 児童虐待防止対策の推進】

○子育てに係る情報の提供及び支援

- ・市長は、児童虐待を未然に防止するため、子育て家庭への情報提供を行うとともに、子育て支援を要する家庭に対し早期相談支援、訪問支援等必要な支援を行うものとする。

○地域における子育て支援

- ・市長は、市民等及び地域の子育て支援団体に対し必要な支援を行うとともに、市民等及び当該団体と連携し、保護者が安心して子育てできる環境創りに努めるものとする。

○児童虐待の早期発見

- ・児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項の規定による通告をしなければならない。

○児童虐待を受けた児童に対する支援

- ・市長は、国、県等と連携し、児童虐待を受けた児童に対し、心身の健やかな成長等の

支援を行うほか、専門的な治療に係る支援を行うよう努めるものとする。

○児童虐待を行った保護者等への指導及び支援

- ・市長は、児童相談所と連携し、児童虐待を受けた児童が良好な環境で生活できるよう、その保護者等に対し、必要な指導及び支援を行うよう努めるものとする。

○転出をする場合の措置

- ・市長は、児童虐待を受けた、又は受けるおそれのある児童及びその保護者等が市外に転出をする場合は、転出先の地方公共団体に対し、必要な措置を要請するものとする。

○児童虐待防止推進月間

- ・児童虐待から児童を守ることの重要性について市民等の関心を喚起し、理解を促すとともに、児童虐待のない社会の実現のため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とする。

【第3章 いじめ防止対策の推進】

○いじめ防止基本方針の策定

- ・教育委員会は、いじめ防止対策推進法第11条の地方いじめ防止基本方針を策定するものとする。

○いじめの相談等

- ・いじめを受けたと思われる子供を発見した者は、速やかに、市立学校及び教育委員会に相談又は情報提供をするよう努めるものとする。相談又は情報提供は、対面、電話、電磁的方法その他の相談又は情報提供を容易に行うことができる方法によるものとする。

○いじめの防止に係る情報提供及び啓発(いじめ防止啓発月間)

- ・子供をいじめから守り、いじめの防止への取組を推進するため、毎年12月をいじめ防止啓発月間とする。

○いじめの防止に係る会議

- ・教育委員会は、いじめの防止に係る調査及び検討を行うため、会議を設けることができる。

○個人情報の取扱い

- ・教育委員会は、いじめの防止及び解決に当たり知り得た個人情報の取扱いに万全を期すとともに、当該個人情報をいじめの防止及び解決に係る業務の遂行以外の目的で利用しないものとする。

「柏市児童虐待及びいじめ防止条例案」の提案に係る附帯決議(抜粋・要旨)

教育民生委員会では、子供を暴力から守り、虐待やいじめのない環境を創ることを目指して「柏市児童虐待及びいじめ防止条例案」を提案する。本条例案が可決された際には、市においては下記の事項に速やかに取り組まれるよう要望する。

- 1 子育て家庭への支援を含めた、児童虐待及びいじめの防止・解決に関わる施策の充実を図るとともに、これらの施策の推進に際しては全庁的な連携を徹底すること。
- 2 平成23年5月の児童死亡事例に関する検証結果報告書を踏まえ、虐待リスクに関する情報収集の徹底、人材育成機能の強化、その他の改善策を着実に推進すること。
- 3 いじめ防止対策については、以下の点に十分に留意し、取り組みを強化すること。
 - (1) 子どもの安心に生きる権利を擁護することは、おとな社会の義務と認識し、サポート教員やスクールカウンセラーの増員等、教育諸条件の整備改善に取り組むこと。
 - (2) いじめ等の事案について「第三者委員会」の設置を目指し検討を進めること。
- 4 未だ全国の学校現場において体罰が発生している状況を踏まえ、体罰の防止に係る取り組みにつきあらためて調査・検証を行い、研修の強化等施策の見直しを図ること。